

○八街市子ども医療費の助成に関する規則

平成15年1月31日規則第1号

改正

平成18年7月31日規則第33号
平成19年2月15日規則第3号
平成19年6月12日規則第20号
平成20年6月6日規則第26号
平成20年11月20日規則第39号
平成22年1月25日規則第1号
平成22年9月29日規則第18号
平成24年6月28日規則第21号
平成24年8月17日規則第25号
平成25年2月1日規則第6号
平成27年3月25日規則第11号
平成27年12月24日規則第48号

八街市子ども医療費の助成に関する規則

題名改正〔平成22年規則18号〕

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することについて定め、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減等を図ることにより、子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成22年規則18号〕

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は市町村が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (7) 負担基準額 市長が子ども医療費助成制度による給付をしたときに、子どもの属する世帯の市民税の課税状況に応じて、当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。
- (8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定されている病院、診療所、薬局その他の医療機関をいう。

一部改正〔平成19年規則3号・20号・20年39号・22年18号・24年25号〕

(助成の対象)

第3条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する子どもの保護者とする。

- (1) 子どもが本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されている者であること。
- (2) 子どもが保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。

2 この規則において助成の対象となる医療費は、子どもが保険給付の対象となった医療費とする。

一部改正〔平成18年規則33号・19年3号・20号・22年18号・24年21号〕

(助成期間)

第4条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる期間は、市長が第7条の規定による申請を受理した日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、入院にあっては、退院日が3月31日の翌日以後となる場合は、当該退院日までとする。

- 2 助成を受けようとする子どもが新生児又は転入者である場合において、前項の申請が出生又は転入の日の属する月の翌月の応当日までに行われたときは、前項の規定にかかわらず、期間の始期を当該出生又は転入の日に遡ることができる。

一部改正〔平成19年規則3号・20号・22年18号・24年25号〕

(優先適用)

- 第5条** 助成を受けようとする子どもに係る医療費が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、当該制度を優先して適用する。

一部改正〔平成22年規則18号〕

(助成対象費用)

- 第6条** 助成の対象となる費用は、次の各号に掲げる費用の合計から、別表に定める負担基準額の合計を控除した額とする。

- (1) 一部負担金
 - (2) 自己負担金
 - (3) 第9条第2項の規定による償還払いの方法により助成を行う場合において、同条第3項に規定する子ども医療費計算書を保険医療機関が作成したときに助成対象者が支払った手数料のうち、1件につき100円を限度とする額
- 2 前項の規定にかかわらず、保険調剤については、前項各号に掲げる費用の合計から負担基準額を控除せずに助成するものとする。
 - 3 助成対象者が他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法に基づく規則定款等により附加給付金の支給を受けた場合は、助成対象費用の額から医療給付及び附加給付金の額を控除した額を助成するものとする。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、市長は、保険給付の原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

一部改正〔平成22年規則18号〕

(申請)

- 第7条** 第3条に規定する助成対象者がこの規則に基づく子ども医療費の助成を受けようとするときは、八街市子ども医療費助成申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に、申請のあった年度(申請書の提出を行う日が4月1日から7月31日までの間であるときは、前年度)における対象となる子どもの属する世帯の市町村民税の課税状況(以下「世帯の課税状況」という。)を証明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、申請書内の承諾書の欄に世帯の保護者全員が署名押印することにより、世帯の課税状況を証明する書類の添付に代えることができる(当該保護者が申請日の属する年の1月1日において本市市民でない場合を除く。)

- 2 前項の申請を行う際には、第2条第1項第3号に掲げる医療保険各法による被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)を市長に提示しなければならない。
- 3 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第20条第1項の規定による養育医療の給付を受けている者は、第1項に規定する申請書に同意書(別記様式第1号の2)を添付することにより法第21条の4に規定する養育医療の給付に要する自己負担額を、この規則に定める子ども医療費により公金振替の方法をもって相殺することができるものとする。

一部改正〔平成22年規則18号・24年25号・25年6号〕

(子ども医療費助成受給券)

- 第8条** 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、世帯の課税状況を確認した上で、子ども医療費助成受給券(別記様式第2号。以下「受給券」という。)を交付する。

- 2 受給券の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までの1年間(以下この項において「基準期間」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該有効期間の開始日又は終了日は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 新規に申請を行う場合 開始日は、申請のあった日とする。ただし、対象となる子どもが新生児又は転入者である場合は、出生又は転入の日の属する月の翌月の応当日までに申請があったときに限り、開始日を当該出生又は転入の日とすることができる。
 - (2) 助成の対象となる子どもが、基準期間の間に満15歳に達した場合 終了日は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日とする。
- 3 受給券交付後において、申請に係る届出事項に変更事由が生じたときは、助成対象者は、受給券及び八街市子ども医療費助成受給券変更申請書(別記様式第3号)に証明書類を添えて変更の申

請をしなければならない。この場合において、市長は、記載事項を訂正した受給券を新たに交付するものとする。

4 助成対象者は、受給券を紛失又はき損若しくは汚損したときは、八街市子ども医療費助成受給券再交付申請書(別記様式第4号)により受給券の再交付を申請することができる。この場合において、受給券をき損又は汚損したことによるときは、当該受給券を提出しなければならない。

5 助成の対象となる子どもが本市から転出したときは、当該転出した日を受給券の有効期間の終了日とみなす。

一部改正〔平成19年規則3号・20号・22年18号・24年25号〕

(助成の方法)

第9条 医療費の助成は、前条の規定により受給券の交付を受けた助成対象者に助成すべき額を、保険医療機関の請求に基づき、市長が助成対象者に代わり当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。この場合において、医療費の助成を受けようとする助成対象者は、保険医療機関に受給券及び被保険者証等を提示しなければならない。

2 次の各号に掲げる場合は、助成対象者は、前項に規定する方法の代わりに償還払いの方法により医療費の助成を受けることができる。

(1) 県外の保険医療機関又は医師会、歯科医師会若しくは薬剤師会に未加入のため千葉県又は本市との間に助成に関する委託契約を締結していない保険医療機関で受診した場合

(2) 受診の際、受給券の提示がなかったため助成対象者が保険医療機関に一部負担金又は自己負担金を支払った場合

(3) 医療保険各法の適用を受ける治療用装具の給付を受けた場合

(4) 助成に係る子ども医療費について高額療養費の給付を受けることができ、かつ、助成対象者が保険医療機関が算定した高額療養費保険者負担額に相当する額を当該保険医療機関に支払った場合において、当該相当する額が現に保険者から給付された高額療養費の額を超えたことにより差額が生じた場合

3 助成対象者が医療費の助成を償還払いの方法により受けるためには、助成対象者は、当該子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に、八街市子ども医療費助成金給付申請書(別記様式第5号)に保険医療機関が発行する子ども医療費計算書(別記様式第6号)及び領収書を添えて提出し、受給券を提示して市長に申請しなければならない。ただし、領収書に医療内容の明細の記載がある場合は、子ども医療費計算書の添付を省略することができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、医療費の助成の可否を決定し、その旨を八街市子ども医療費助成金給付(不給付)決定通知書(別記様式第7号)により助成対象者に通知しなければならない。

5 第3項の規定は、子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に、当該子どもが次の各号に掲げる事由に該当し、かつ、償還払いの方法による医療費の助成を受けていない場合に準用する。この場合において、市長は、第12条に規定する子ども医療費助成台帳の記載事項を確認することにより、受給券の提示を受けることに代えることができる。

(1) 死亡した場合

(2) 満15歳に達した日以後の最初の3月31日後の場合

(3) 本市から転出した場合

一部改正〔平成22年規則18号・24年25号〕

(受給券の失効)

第10条 受給券の交付を受けた者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、当該受給券は、その効力を失う。

(1) 助成対象となる子どもが死亡したとき。

(2) 第3条に規定する助成対象者でなくなったとき。

2 助成対象者は、受給券が有効期間内にその効力を失ったときは、速やかに八街市子ども医療費助成受給券返納届(別記様式第8号)と受給券を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成22年規則18号〕

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な行為により子ども医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 助成対象者が助成を受けた子ども医療費について保険者から高額療養費の給付を受けた場合において、当該高額療養費の額が助成を受けた高額医療費に係る一部負担金又は自己負担金の額

を超えたときは、助成対象者は、当該超えた額に相当する金額を市長に返還しなければならない。

一部改正〔平成22年規則18号〕

(関係書類)

第12条 市長は、子ども医療費助成の適正を期するため、子ども医療費助成台帳(別記様式第9号)を作成し、常に整理しておかなければならない。

2 申請書、変更申請書、子ども医療費助成台帳その他の関係書類は、第4条に規定する助成を受けることができる期間が終了した日、又は助成対象となる子どもが死亡若しくは本市から転出した日から起算して5年間保存しなければならない。

一部改正〔平成22年規則18号〕

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、子ども医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成22年規則18号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は平成15年2月1日から施行する。

(八街市乳幼児医療対策事業規則の廃止)

2 八街市乳幼児医療対策事業規則(昭和48年規則第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定(第7条及び第8条を除く。)は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)以後の乳幼児医療費について適用し、平成15年3月31日以前の乳幼児医療費及び施行日の前日において入院していた未就学児で、施行日以後の引き続き入院期間が7日未満の者に係る医療費は、なお従前の例による。

4 平成15年2月1日から平成15年3月31日までの間に交付された受給券の有効期間の開始日は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成15年4月1日とする。

5 平成15年2月1日から平成15年7月31日までの間に交付又は更新交付された受給券の有効期間の終了日は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成16年7月31日とする。ただし、次の各号に掲げる乳幼児を対象とする受給券については、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 平成16年7月31日以前に満3歳に達する3歳未満児 満3歳に達する日の属する月の末日

(2) 平成16年7月31日以前に小学校就学の始期に達する未就学児 小学校就学の始期に達する日の前日

附 則(平成18年7月31日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において入院していた未就学児で、施行日以降も引き続き入院し、かつ、その入院期間が7日未満の者に係る改正後の八街市乳幼児医療費の助成に関する規則の規定による当該医療に係る助成にあつては、当該医療から施行日前の医療を除くものとする。

3 施行日の前日において入院していた未就学児で、施行日以降も引き続き入院し、かつ、その入院期間が7日以上となる者の当該医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年2月15日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月12日規則第20号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年6月6日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月20日規則第39号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年1月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年9月29日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 規則第7条及び第8条に規定する行為は、この規則の施行前において、この規則の例により行うことができる。
(経過措置)
- 3 平成22年11月30日において、規則第3条第1項第1号に該当する出生の日から小学校就学の始期に達するまでの子どもを除く子どもの助成開始日については、平成23年1月1日までに申請があった場合は、施行期日をもって助成開始日とする。
- 4 改正前の八街市乳幼児医療費の助成に関する規則第8条第1項の規定により交付した受給券については、改正後の八街市子ども医療費の助成に関する規則第8条第1項の規定により交付されたものとみなす。

附 則(平成24年6月28日規則第21号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年8月17日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則の施行の日において、出生の日から満9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除いた子どもに係る助成対象者については、この規則の施行の前日において、この規則による改正後の八街市子ども医療費の助成に関する規則第7条の規定による申請を行うことができる。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日において、出生の日から満9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除いた子どもに係る助成開始日については、平成25年1月1日までに申請があった場合は、施行期日をもって助成開始日とする。

附 則(平成25年2月1日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の別表のDの項に係る部分の規定は、平成27年8月1日以後の受診に係る医療費の助成について適用し、平成27年7月31日までの受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月24日規則第48号)

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表(第6条第1項)

階層区分	世帯区分	負担基準額(円)
		入院及び通院
A	生活保護法による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
D	市町村民税所得割課税世帯	300

注

- 1 階層区分の認定は、毎年7月1日時点の市町村民税の課税状況で認定する。
- 2 負担基準額は、入院は1日ごと、通院は1診療ごと。
- 3 法第20条に規定する未熟児に対する養育医療に要する費用の支給を受ける子どものその対象となる医療費についての負担基準額は、所得割課税世帯であっても当該金額を0円とする。
一部改正〔平成25年規則6号・27年11号〕